

# 京都府内の障害者の雇用状況について

(平成21年6月1日現在の障害者雇用状況)

京都労働局では、身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定に基づき、障害者を雇用する義務のある事業主及び機関から平成21年6月1日現在における障害者雇用状況の報告を求め、これを集計した。その結果は次のとおりである。

なお、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）については、平成17年の「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正を受け、平成18年4月1日より実雇用率算定の対象となっている。

## 1 民間企業の障害者雇用状況 [詳細は別表1～4参照]

### 【概要】

- ・民間企業の実雇用率は1.77%（前年同1.76%）
- ・法定雇用率達成企業の割合は47.5%（前年同48.0%）
- ・雇用されている障害者数は6,344人（前年同6,272人）
- ・企業規模別の雇用率では1,000人以上規模の雇用率が1.89%（前年同1.88%）で最も高く、100～299人規模が1.60%（前年同1.63%）で最も低い

### (1) 企業規模別の実雇用率について

民間企業（常用労働者数56人以上の企業）の実雇用率は1.77%で前年（1.76%）を0.01ポイント上回り、これまでで最も高い雇用率となった。企業規模別では、従業員56～99人規模で1.86%（前年同1.86%）、同100～299人規模で1.60%（前年同1.63%）、同300～499人規模で1.76%（前年同1.67%）、同500～999人規模で1.63%（前年同1.60%）、1000人以上規模で1.89%（前年同1.88%）と、100～299人規模以外のすべての企業規模において、実雇用率が前年同値もしくは上回った。

### (2) 産業別の実雇用率について

企業全体の実雇用率（1.77%）と比較すると、産業別の実雇用率では建設業1.85%（前年同1.80%）、製造業1.75%（前年同1.75%）、電気・ガス・熱供給業・水道業2.78%（前年同0.82%）、学術研究・専門・技術サービス業0.85%（前年同0.48%）、宿泊業・飲食サービス業1.18%（前年同1.12%）、生活関連サービス業・娯楽業1.84%（前年同1.17%）、教育・学習支援業1.60%（前年同1.55%）、複合サービス業1.49%（前年同1.49%）、サービス業2.35%（前年同2.24%）と、9業種において前年同値もしくは上回ったが、上記以外の業種では下回った。

※平成21年に産業分類が変更となっている（前年各数値は新産業分類に再分類したもの）。

### (3) 雇用されている障害者数について

民間企業（常用労働者数56人以上の企業）に雇用されている障害者数は6,344人（前年同6,272人）と前年より72人増加した。雇用されている障害者のうち、身体障害者は5,106人（前年同5,148人）、知的障害者は1,128人（前年同1,026人）、精神障害者は110.0人（前年同98.0人）であった。

#### (4) 法定雇用率達成企業割合について

法定雇用率1.8%が適用される一般の民間企業（常用労働者数56人以上の企業）は1,376社（前年同1,389社）と前年より13社減少し、法定雇用率に基づく法定雇用数を達成している企業は1,376社中653社（前年同667社）と前年より14社減少した。法定雇用数達成企業の割合は47.5%（前年同48.0%）と前年を0.5ポイント下回った。

## 2 地方公共団体（京都府及び府内各市町村等の機関）における障害者の在職状況

[詳細は別表5～7参照]

### 【概要】

- ・ 京都府の機関（法定雇用率2.1%）の実雇用率は2.85%（前年同2.84%）
- ・ 京都府教育委員会（法定雇用率2.0%）の実雇用率は2.20%（前年同2.16%）
- ・ 市町村の機関の実雇用率は2.39%（前年同2.47%）

#### (1) 京都府の機関について

京都府の各機関（法定雇用率2.1%）に在職している障害者の総数は144人であり、実雇用率は2.85%（前年同2.84%）となっている。

各機関の実雇用率については京都府知事部局が2.87%（前年同2.85%）、京都府文化環境部が2.70%（前年同2.63%）、京都府警察本部が2.76%（前年同2.82%）となっている。

#### (2) 京都府教育委員会について

京都府教育委員会（法定雇用率2.0%）に在職している障害者の数は170人であり、実雇用率は2.20%（前年同2.16%）となっている。

#### (3) 市町村の機関について

市町村の機関に在職している障害者の総数は622人であり、実雇用率は2.39%（前年同2.47%）となっている。

## 3 障害者の雇入れに対する指導について

法定雇用率に基づいた障害者の雇入れ数に不足が生じている民間企業、また民間に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にある市町村に対し、公共職業安定所を中心に雇入れ指導を実施。障害の態様に応じた職域の開拓、求職者情報の提供、就職面接会の実施、障害者雇入れ計画の作成等により障害者雇用の促進に向けた取組を実施している（指導の流れについては別添参照）。

#### 在職障害者数について

※重度身体障害者及び重度知的障害者（1週間の所定労働時間が30時間以上の者）については、1人の在職者をもって2人に相当するものとしてカウントされる。

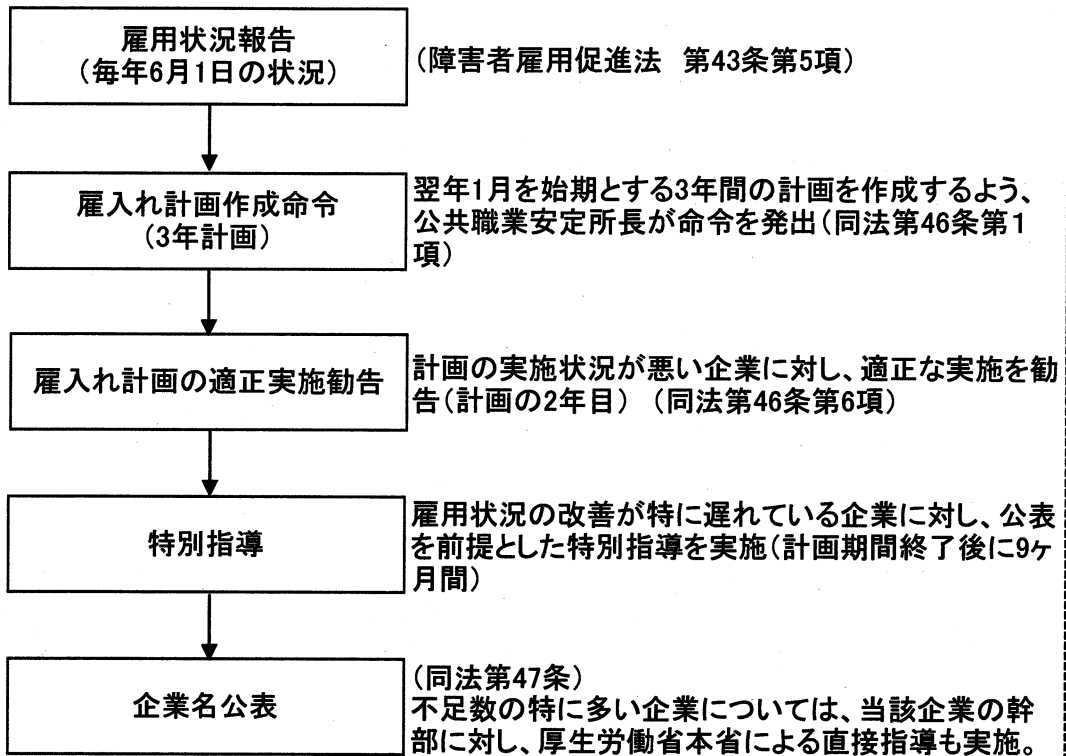
※重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間職員（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者）については、1人の在職者をもって1人としてカウントされる。

※精神障害者である短時間職員（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者）については、1人の在職者をもって0.5人とカウントされる。

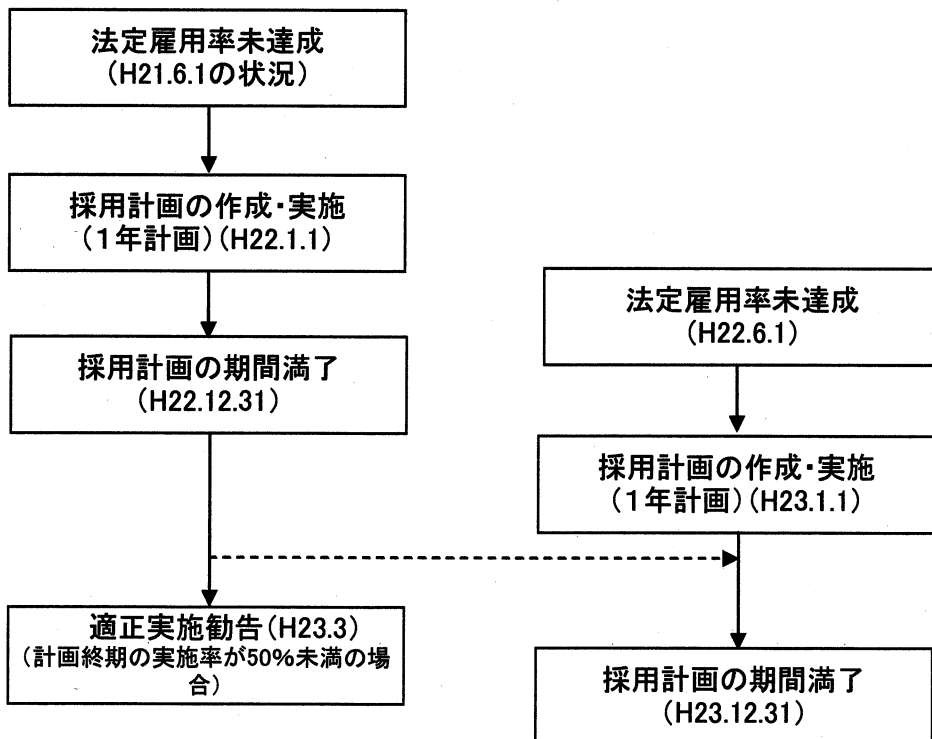
（国及び都道府県の機関の障害者の在職状況については、厚生労働省より発表されることとなっているが、厚生労働省からの発表に併せて各都道府県労働局においても都道府県の機関の在職状況について発表している。また、特殊法人の障害者雇用状況は別表7のとおりである。）

◎障害者雇用率達成指導の流れ(民間企業)

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



◎障害者雇用率達成指導の流れ(官公庁)



(別表1) 民間企業における障害者の雇用状況

	全 国			京 都 府		
	企業数	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業の 割合 (%)	企業数	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業の 割合 (%)
平成21年	72,328	1.63	45.5	1,376	1.77	47.5
平成20年	73,042	1.59	44.9	1,389	1.76	48.0
平成19年	71,224	1.55	43.8	1,397	1.71	45.7
平成18年	67,168	1.52	43.4	1,351	1.64	44.5
平成17年	65,449	1.49	42.1	1,316	1.63	44.6
平成16年	63,993	1.46	41.7	1,280	1.63	45.3

(別表2) 民間企業における企業規模別実雇用率

(従業員数)	全 国			京 都 府		
	平成19年 (%)	平成20年 (%)	平成21年 (%)	平成19年 (%)	平成20年 (%)	平成21年 (%)
56～99人	1.43	1.42	1.40	1.84	1.86	1.86
100～299人	1.30	1.33	1.35	1.57	1.63	1.60
300～499人	1.49	1.54	1.59	1.72	1.67	1.76
500～999人	1.57	1.59	1.64	1.56	1.60	1.63
1,000人以上	1.74	1.78	1.83	1.81	1.88	1.89
全 体	1.55	1.59	1.63	1.71	1.76	1.77

(別表3) 民間企業における産業別実雇用率

	全 国		京 都 府	
	平成20年 (%)	平成21年 (%)	平成20年 (%)	平成21年 (%)
農林漁業	1.87	1.70	0.71	0.67
鉱業・採石業・砂利採取業	1.51	1.49	—	—
建設業	1.48	1.51	1.80	1.85
製造業	1.75	1.76	1.75	1.75
電気・ガス・熱供給・水道業	1.88	1.92	0.82	2.78
情報通信業	1.27	1.29	1.33	1.28
運輸業・郵便業	1.75	1.81	2.24	2.21
卸売業・小売業	1.37	1.41	1.15	1.14
金融業・保険業	1.60	1.66	1.74	1.61
不動産業・物品賃貸業	1.20	1.24	1.98	1.87
学術研究・専門・技術サービス業	1.32	1.25	0.48	0.85
宿泊業・飲食サービス業	1.47	1.55	1.12	1.18
生活関連サービス業・娯楽業	1.83	1.79	1.17	1.84
教育・学習支援業	1.33	1.38	1.55	1.60
医療・福祉	1.94	1.95	2.41	2.35
複合サービス業	1.54	1.69	1.49	1.49
サービス業	1.44	1.54	2.24	2.35
全 体	1.59	1.63	1.76	1.77

(別表4)

## 民間企業における産業別・規模別障害者雇用状況 [詳細表]

	企業数		法定雇用率達成企業の割合 (%)	算定基礎労働者数	身体障害者数				知的障害者数				精神障害者数			合計		実雇用率 (%)			
	うち法定雇用率達成企業数				① 重度障害者	② 重度障害者以外の障害者	③ 短時間障害者	④ 計 (①×2+②+③)	⑤ 重度障害者	⑥ 重度障害者以外の障害者	⑦ 短時間障害者	⑧ 計 (⑤×2+⑥+⑦)	⑨ 短時間以外	⑩ 短時間	⑪ 計 (⑨+⑩×0.5)	④+⑧+⑪		前年			
産業別	農林漁業	2	1	50.0%	150	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.67%	0.71%
	鉱業・採石業・砂利採取業	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
	建設業	16	11	68.8%	1,513	7	13	0	27	0	1	0	1	0	0	0	0	0	28	1.85%	1.80%
	製造業	445	234	52.6%	143,538	639	832	20	2,130	56	222	0	334	41	2	42	0	0	2506	1.75%	1.75%
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	100.0%	144	1	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2.78%	0.82%
	情報通信業	39	12	30.8%	10,950	33	67	0	133	1	2	0	4	3	0	3	0	0	140	1.28%	1.33%
	運輸業・郵便業	77	53	68.8%	41,909	170	376	12	728	25	130	4	184	13	6	16	0	0	928	2.21%	2.24%
	卸売業・小売業	272	94	34.6%	45,438	107	186	9	409	9	73	10	101	5	6	8	0	0	518	1.14%	1.15%
	金融業・保険業	19	7	36.8%	15,198	67	107	0	241	0	0	0	0	3	0	3	0	0	244	1.61%	1.74%
	不動産業・物品賃貸業	24	6	25.0%	9,427	16	44	2	78	13	66	0	92	5	3	6	0	0	176.5	1.87%	1.98%
	学術研究・専門・技術サービス業	31	5	16.1%	5,149	8	25	0	41	0	3	0	3	0	0	0	0	0	44	0.85%	0.48%
	宿泊業・飲食サービス業	50	16	32.0%	10,134	23	47	2	95	3	12	1	19	6	0	6	0	0	120	1.18%	1.12%
	生活関連サービス業・娯楽業	42	14	33.3%	7,000	14	33	1	62	15	36	0	66	1	0	1	0	0	129	1.84%	1.17%
	教育・学習支援業	48	20	41.7%	11,127	46	85	0	177	0	0	0	0	1	0	1	0	0	178	1.60%	1.55%
	医療・福祉	184	117	63.6%	33,752	188	227	19	622	21	98	14	154	14	4	16	0	0	792	2.35%	2.41%
	複合サービス業	9	2	22.2%	3,118	13	14	1	41	1	2	0	4	1	1	1	0	0	46.5	1.49%	1.49%
	サービス業	117	60	51.3%	20,825	83	142	9	317	43	79	1	166	5	2	6	0	0	489	2.35%	2.24%
合計	1,376	653	47.5%	359,372	1,415	2,201	75	5,106	187	724	30	1,128	98	24	110	0	0	6,344	1.77%	1.76%	
規模別	56~99人	519	238	45.9%	38,145	109	202	5	425	59	147	4	269	14	4	16	0	0	710	1.86%	1.86%
	100~299人	633	306	48.3%	97,485	314	597	27	1,252	39	184	15	277	22	8	26	0	0	1,555	1.60%	1.63%
	300~499人	92	46	50.0%	29,935	105	192	8	410	21	68	3	113	4	2	5	0	0	528	1.76%	1.67%
	500~999人	79	33	41.8%	44,976	158	285	14	615	15	66	7	103	16	1	16.5	0	0	734.5	1.63%	1.60%
	1000人以上	53	30	56.6%	148,831	729	925	21	2,404	53	259	1	366	42	9	46.5	0	0	2,816.5	1.89%	1.88%
合計	1,376	653	47.5%	359,372	1,415	2,201	75	5,106	187	724	30	1,128	98	24	110	0	0	6,344	1.77%	1.76%	

(注) 1. 算定基礎労働者数とは労働者総数から除外率相当数を除いた雇用率算定の基礎となる労働者数である。

2. 重度身体障害者及び重度知的障害者（1週間の所定労働時間が30時間以上の者）については、1人の雇用を2人に相当するものとしてカウントする。また、重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者）については、また、重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者）については、1人の雇用を1人としてカウントする。

3. 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者）については、1人の雇用を0.5人とカウントする。

4. 平成21年から産業分類が変更になっている（平成20年の各数値は新しい産業分類に再分類したもの）。

## 京都府の各機関における障害者の在職状況

(平成21年6月1日現在の障害者の在職状況)

## ◇ 京都府（知事部局）

機関名	実雇用率 (%)	不足数 (人)
京都府 (知事部局)	2.87	0.0

## ◇ 京都府（知事部局）以外の機関

機関名	実雇用率 (%)	不足数 (人)
京都府文化環境部	2.70	0.0
京都府警察本部	2.76	0.0
京都府教育委員会	2.20	0.0



## 市町村等の機関における障害者の在職状況

(平成21年6月1日現在の障害者の在職状況)

機関名	実雇用率 (%)	不足数 (人)
京都市	2.43	0.0
宇治市	2.62	0.0
福知山市	2.07	0.0
舞鶴市	2.23	0.0
京丹後市	2.12	0.0
亀岡市	2.87	0.0
八幡市	3.70	0.0
木津川市	3.12	0.0
長岡京市	2.08	0.0
南丹市	2.44	0.0
城陽市	1.92	0.0
京田辺市	2.13	0.0
向日市	2.41	0.0
与謝野町	2.21	0.0
綾部市	2.94	0.0
久御山町	2.87	0.0
京丹波町	0.50	3.0
宮津市	1.90	0.0
精華町	2.53	0.0
大山崎町	2.78	0.0
宇治田原町	1.89	0.0
井手町	5.68	0.0
和束町	0.00	1.0
伊根町	1.39	0.0
笠置町	3.33	0.0
京都市教育委員会	2.02	0.0
八幡市教育委員会	2.88	0.0
京丹後市教育委員会	1.09	0.0
京田辺市教育委員会	1.27	0.0
長岡京市教育委員会	8.14	0.0
亀岡市教育委員会	2.50	0.0
福知山教育委員会	2.94	0.0
宮津市教育委員会	1.32	0.0
与謝野町教育委員会	0.00	1.0
南丹市教育委員会	3.85	0.0
舞鶴市教育委員会	3.51	0.0
綾部市教育委員会	1.92	0.0
城陽市教育委員会	1.85	0.0
京都市消防局	2.00	0.0
京都市交通局	2.66	0.0
京都市上下水道局	3.12	0.0
市立福知山市民病院	2.02	0.0
国民健康保険南丹病院組合	2.02	0.0
国民健康保険山城病院組合	1.46	0.0
京丹後市弥生病院	2.82	0.0
城南衛生管理組合	2.50	0.0
福知山市ガス水道事業	3.64	0.0

## 特殊法人における障害者の雇用状況

(平成21年6月1日現在の障害者の雇用状況)

◇ 京都市住宅供給公社

機関名	実雇用率 (%)	不足数 (人)
京都市住宅供給公社	1.77	0.0

[別表5～7に係る注釈]

[注1] 都道府県・市町村等の機関については、法定雇用率2.1%が適用される。ただし、京都府教育委員会、京都市教育委員会については、法定雇用率2.0%が適用される。  
なお、法定雇用率2.0%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び政令指定都市等一定の教育委員会である。

[注2] 特殊法人については、法定雇用率2.1%が適用される。

[注3] 法定雇用率2.1%が適用される都道府県・市町村等の機関については、雇用率算定の対象となる基礎数（職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数を除いた職員数）が48人以上の場合に、法律に基づく1名以上の障害者の雇用義務が生じる。

[注4] 法定雇用率2.0%が適用される都道府県・市町村等の機関については、雇用率算定の対象となる基礎数（職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数を除いた職員数）が50人以上の場合に、法律に基づく1名以上の障害者の雇用義務が生じる。

[注5] 実雇用率とは、雇用率算定の対象となる基礎数（職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数を除いた職員数）に占める雇用障害者数の割合である。

[注6] 不足数とは、雇用率算定の対象となる基礎数（職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数を除いた職員数）に法定雇用率を乗じた数（1未満の端数切り捨て）から雇用障害者数を引いた数である。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0人になることがあり、不足数が0人になることをもって法定雇用率に基づく法定雇用数の達成となる。

(例) A市 雇用率算定の対象となる基礎数180人 在職障害者数3人

【雇用率の計算】  $\rightarrow 3 \div 180 = 0.1666$  雇用率1.67%

【法定雇用数の計算】

$180 \times \text{法定雇用率} 2.1\% = 3.78$

■ この場合、障害者を3人雇用しなければならない。（小数点以下は切り捨て）

$\rightarrow$  A市は法定雇用数3人に対し在職障害者数3人であるので、不足数は0人となり法定雇用数を達成している。